議案第81号

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和2年12月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正後
 改正前

 附 則
 附 則

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各 年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項<u>に規定する平均貸付割合をいう。)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<mark>その年</mark>における**延滞金特例基準割**合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該**延滞金特例基準割合に**年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パ ーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各 年の特例基準割合(当該年の前年に 別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 2 項**の規定により告示された割合** に年 1 パ ーセントの割合を加算した割合をいう。以下この 条において同じ。)が年7.3パーセントの割合 に満たない場合には、その年(以下この条におい て「特例基準割合適用年」という。) 中において は、年14.6パーセントの割合にあっては当該 特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合と し、年7.3パーセントの割合にあっては当該特 例基準割合に 年1パーセントの割合を加 算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセ ントの割合を超える場合には、年7.3パーセン トの割合)とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の 規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同 目前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。